

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成29年6月16日 (金) 午後 1時30分 開会 午後 1時50分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	小山 博正 八島 満雄 舘 大樹 前田 秀資 横田 典之 橋田 夏枝 越水 清
5 欠 席 者	
6 説 明 員 (0人)	
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第3号 神奈川県最低賃金改定等についての陳情
結 果 採 択

午後1時30分 開会

○委員長【小山博正議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

それでは、「陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いします。

○委員【舘大樹議員】 それでは、陳情第3号につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

陳情者からは、3つについて陳情がなされています。陳情する理由として、最低賃金の年率3%程度の引き上げ、全国加重平均1000円をめざすことが、ニッポン一億総活躍プラン等の政府方針になっていること、一方で、日本労働組合総連合会発表の話として、2017年春闘実績としての賃上げ伸び率と金額の鈍化に対する懸念があること、また、神奈川県の最低賃金930円ではワーキングプアを解消できない水準であること、そして、賃金の引き上げ、個人消費の拡大、経済成長という好循環を前進させることの必要性を言われております。

総雇用者所得を増加させて、デフレではない状況をつくり出し、経済成長をめざしていくこと、そしてその果実の分配力を高めていくことには大いに同感であります。また、その実現に当たっては、働き方改革実行計画のとおり、下請いじめなど、中小、小規模事業者の取引条件の改善など、公正な取引関係に対する支援など、賃上げしやすい環境整備の必要性についても理解するところであります。

賃金や働き方を変えることは、人それぞれの暮らし方に直結する問題です。1988年から2008年のグローバル化の進んだ約20年間で、誰が経済的に豊かになったかということについて分析したコラムをご紹介します。豊かになったのは、先進国の富裕層、ますます豊かになった。新興国の中間層も豊かになった。その一方で、先進国の中間層の所得が最も伸び悩み、ないしは下がっていたとのことであります。イギリスの住民投票や米国大統領選挙で示された民意というのが、豊かになっていない先進国の中間層の状況を映し出したとも言われております。先進国の中間層が厚みを増していくことが、国の安定、そして豊かな生き方、暮らし方に直結すると考えます。そういった観点から、陳情第3号には賛成したいと思います。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、「陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国は、最低賃金法という法律に基づきまして、賃金の最低額を決めております。使用者は、国が定める最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。都道府県ごとに異なる現在の地域別最低賃金の最高額は東京都の932円で、次いで神奈川県の930円、全国平均は823円です。最も低い宮崎県、沖縄県では714円となっており、地域間格差が大きく開けば、大都市に働きに出る人がふえ、地方の人口減少も加速化するおそれがあり、適切な地域間格差の是正が望まれます。

働く人にとり、賃金が上がることは喜ばしいことですが、特に中小企業、小規模事業者にとりましては、人件費が上がり、雇用を縮小しなければならないこともあります。アメリカでは連邦政府が、最低賃金を大幅に引き上げた際に中小企業向けの減税を行い、フランスでは中小企業の社会保険料の負担を軽減していると聞いています。我が国におきまして、中企業、小規模事業者に対する支援策の強化とともに、最低賃金の引き上げを実施すべきです。長期にわたるデフレから脱却し、しっかりした一層の景気回復を図り、経済の好循環を回すために、賃金を引き上げ、消費者の消費意欲を高める必要があります。非正規労働者が4割を占めると言われている中で、正規労働者との賃金のギャップを埋めることも必要です。

政府も一昨年、最低賃金をマイナス3%引き上げ、2020年ごろに1000円にするという目標を掲げています。働き方改革実行計画においても、3つの課題の1つに給与に代表される処遇の改善、9つのテーマの1つに非正規雇用の処遇改善や賃金の引き上げと労働の生産性向上が挙げられており、本陳情に関連する事項の実現への検討は進められております。

このようなことから、陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情を採択すべきものと考えます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 「陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情には3つの趣旨が含まれております。1つ目の趣旨は、神奈川県最低賃金の諮問、改定を行うことです。平成28年10月1日、県の最低賃金が905円から25円上がり、930円に引き上げられました。最低賃金を上げると雇用にマイナスが及ぶ可能性があります。日本の最低賃金は依然として国際的に低い水準です。2015年上期の為替レートで換算すると、1時間当たり、我が国の平均798円に対して、アメリカが872円、ドイツ、フランスなど主要なヨーロッパ諸国では1000円を超えており、日本は主要先進国の中で最低水準にあります。現政権も、経済の好循環の実現に向けて、最低賃金の引き上げを重要課題と位置づけており、実現しなければならない施策です。

2つ目の趣旨である中小企業、小規模事業者への支援を強化することですが、最低賃金の引き上げを行えば、体力のない中小企業、小規模事業者は雇用を減らさざるを得ません。景気拡大局面であれば、賃金引き上げによる企業側のコストを収益の増加でカバーできますが、日本経済は人口減少、少子高齢化といった課題を抱え、一進一退を続けております。県内でも支援策を可視化することで、さらなる中小企業への支援を強化していただきたいと思っております。

3つ目の趣旨である働き方改革の取り組みとの連動ですが、去る3月28日に政府が発表した働き方改革実現会議、実行計画では3つの課題を挙げ、解決するための9つのテーマが検討されました。その中で特に注視したいのが、非正規雇用の処遇改善と長時間労働の是正です。90年代以降、みずからの収入で家計を維持する必要がある非正規労働者が大幅に増加しました。よって、非正規労働者たちの生活水準を保障する最低賃金の引き上げは大変重要です。また、長時間労働の是正は、過労死の防止は言うまでもなく、女性の社会進出に伴い、ワーク・ライフ・バランスの実現、育児、家事を行いながら仕事が続けられる労働環境の改善が必要不可欠です。基本的な枠組みは国が設定する一方、具体的な仕組みづくりにおいては官民連携して、地域の事情に応じて取り組む必要があります。

よって、本陳情には賛成といたします。

○委員【横田典之議員】 「陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」に対し、私も意見を述べさせていただきます。

最低賃金制度は、労働者の賃金を保障する制度で、厚生労働省のホームページには、「最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。」とされています。ここに定められている労働者とは、正社員や派遣社員のほか、年齢や性別、パートや学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者に適用されるものとも示されています。神奈川県の最低賃金は、近年では平成24年10月1日に849円となり、それ以降、平成25年に868円、平成26年に887円、平成27年に905円、そして昨年には930円となりました。

陳情文書にもありますように、国はこの最低賃金について、2016年に定めたニッポン一億総活躍プランや経済財政運営と改革の基本方針2016や日本再興戦略2016において、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率も配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることをめざすとしています。

こうしたことから、現状の最低賃金はまだまだ低い状況と言えますので、さらなる引き上げに努力すべきと考えます。しかし、多くの中小企業では、陳情にあるように、最低賃金引き上げのための国の支援策の強化が不可欠であり、取引条件の改善とともに、労働生産性の向上にも支援強化が必要とも考えます。

以上の理由により、「陳情第3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」は採択すべきと考え、私の意見といたします。

○委員【前田秀資議員】　それでは、私も陳情第3号に対して意見を申し上げたいと思います。

陳情の趣旨に対してはおおむね賛成いたしますが、陳情を審査する上で、大きく分けますと、2つ問題点が、私、あると思います。それは、この間の陳情の内容についての説明会が開かれたときに申し上げましたが、この陳情に関する内容の説明に来ていただいたわけですが、そのときに、あるいはそれ以前にも、現在の常任委員会の顔ぶれから申し上げて、あるいは私の持っているこの内容に対する情報から考えまして、若干やっぱりもう少し説明と資料があったほうが、知ったかぶりをして意見を申し上げるより、より充実した取り組みができるんじゃないかということ、これは今後の課題としても、一応この場で、申しわけないんですが、申し上げておきます。

次に、第2点なんですが、そういった、割合とこの問題に対して全く新しく取り組む者としての意見なんですが、最低賃金で、ここだけで成り立っている問題じゃないと思うんですよ。それはどういうことかということ、日本の行政というのは、広義における福祉行政の観点から成り立っているわけでございます。そういった位置づけから見ますと、この社会がこういった成り立ちでできるだけいたほうがいいのかという考え方で、現役世帯、引退世帯、不幸にして働くことができない世帯それぞれの最低ラインを明確に示す制度がある。それは、最低賃金、きょう論議されています。それと基礎年金、そして生活保護。この3つの制度が全てひとしく国民に、市民に豊かさを保障できれば、こんなに幸せなことはないわけなんですが、やはりその辺のバランスを根底から考えないと、最低賃金の問題そのものも、私は解決できないんじゃないかと思うわけです。ですから、きょうの陳情の問題も、きょうで終わってしまうわけではありませぬので、その辺を改めて、我々も情報収集をしつつ、考えていく必要があるんじゃないかとあえて申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○委員【八島満雄議員】　私も「陳情3号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情者の陳情趣旨につきましても、早期に最低賃金の諮問、改定、中小企業、小規模事業者への支援強化、公正な取引関係の確立の監視強化を図り、適正な指導等を挙げて、働き方改革実行計画との連動で賃金引き上げと労働生産性の向上を図るとされています。

私もこれらの国県の施策遂行を望んでおりますが、十分納得するものではないと思っています。しかしながら、直近の神奈川県の最低賃金の改定率は、ただいま他委員からも出ましたように、平成20年から平成28年までを調べてみますと、3%に届いてないんですね。4年連続2%をこらうじて維持していて、本年度、日本労働組合総連合会から、たしか2%でもよしというような方向が出た段階では、平成28年度の2.7%まで上昇した状況を3%を超えるにはなかなか難しい状況が、今、経済界にあると思います。

この最低賃金の改定率3%の目的が達成できない要素は、やはり最低賃金は時間給の目安ともなり、先ほどのお話のように、県内を問わず、重要な指数を示すものと思っております。その多くは非正規雇用者の賃金の目安ともなって、全労働者の約40%近くを占めると言われている非正規労働者の賃金の拡大にもなる。一部上場企業が高い賃金率を誇っていても、その平均値は、県内の生活者全体の指数にはなっておりません。

最低賃金は、一般的にパートやアルバイトの雇用先での基準となりますし、諸手当等を含む正規雇用者との格差が生まれ、県内では、給与体系で見ると多くの非正規雇用者が示す労働時間あるいは勤務形態等々での年平均収入での低額所得層にはいまだ光が届いていない状況と言えます。

しかしながら、政府の施策としてのデフレ脱却あるいは景気回復は大企業中心とした企業回復と言われていています。産業界の一部は給与、賞与の引き上げがありました。中小零細企業を含めた全体の景気の底上げまでは、現状では届かない、実感としてはないというところかと思えます。

政府は正規、非正規を問わず、陳情者の提言にあるように、働き方改革を含め、当面の取引関係の監視を強化して、賃上げによる価格転嫁あるいは公正な取引の確立を図るとされています。零細企業の経営は厳しいことにもなりますけれども、企業各社は業績不安を理由に内部留保を続けていた構造から脱却していただき、構造改革がもたらす県全域の賃金上昇の結果を受けとめていただく経営経済環境を生み、購買力の向上を促し、企業回復となれば、生活経済や経営経済、いわゆる私たちの生活全てが好循環になると思われまますので、以上をもちまして、陳情者の3つの提言は、県内経済の三すくみの効果を生み出すものとして重要と考えますので、賛成の立場をとるものであります。

以上です。

○委員長【小山博正議員】 ほかに発言はありませんか。（「ありません」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【小山博正議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 0 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

産業建設常任委員会
委員長 小 山 博 正